

昭和二十三年法律第三百三十七号

興行場法

**第一条** この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

この法律で「興行場営業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受け、業として興行場を經營することをいう。

**第二条** 営業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

**第二条の二** 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該興行場営業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該興行場営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）が合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該興行場営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

**第三条** 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

**第二项** 営業者又は興行場の管理者は、前項の行為を例で、これを定める。

**第四条** 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

**第五条** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を受ける者に対して、その行為を制止しなければならない。

求め、又は当該職員に、興行場に立ち入り、第

三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

**第六条** 都道府県知事は、興行場の構造設備が第二条第二項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったとき、又は営業者が第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

**第七条** 前条の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行なう場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

前条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

**附 则** （昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

**第九条** 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。

**第十条** 第四条第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

**第十二条** この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

**第十三条** この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされた裁決等にさることある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすること

ができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法によることとする。

前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

**第十四条** この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでいる者は、第二条

第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

施行の日までに、新たに興行場営業を営み、こ

の法律施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第二条第一項の規定にかかるらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

前項の届出をした者は、第二条第一項の許可を受けたものとみなす。

**附 则** （昭和二十五年三月二八日法律第二六号）抄

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

**附 则** （昭和二五年三月二八日法律第二六号）抄

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

**附 则** （昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 则** （昭和三一年六月一二日法律第一一四八号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

**附 则** （昭和三七年九月一五日法律第一一六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 则** （昭和三七年九月一五日法律第一一六一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一条から第四条まで及び次項から附則第一二四項まで、公布の日から起算して六月を超えた範囲内において政令で定める日（経過措置）

**附 则** （昭和五八年一二月一〇日法律第一八三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

この法律の施行前にされた行政の処分その他の行為又はその他の行為を設置する市長の行為で、これららの規定の施行の際に都道府県知事に対する事務に係るものは、これらの規定の施行の際に都道府県知事に対して行つている許可の申請その他の行為で、これららの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市長の行為又は保健所を設置する市長に対して行つた許可の申請その他の行為で、これららの規定の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。以後においては、保健所を設置する市長の行為とみなす。

この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

（経過措置）

第一項から第四条まで及び次項から附則第一四項まで、公布の日から起算して六月を超えた範囲内において政令で定める日（経過措置）

この法律の施行前にされた行政の処分その他の行為で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。



**(手数料に関する経過措置)**

改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例

による。  
(罰則に関する経過措置)  
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、改めて定める。

（検討）  
（問する。経緯指置を含む）には政令で定める。

は規定する第一号法定受取事務については、できる限り新地方に設治することのないものとともに、新地方に設治することのないものとして、市町村に自ら去る者、或は二三十歳の者、又は

て新地方自治法に基く政令に示すものにはいへば、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものと想する。

**第二百五十一條** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方预算の充実確保の方針について、聖若青勢の推

貿易の実情の分析に基づいて、経済形勢の推移等を勘査しつつ検討して、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）抄  
二〇一五年五月三十日法律第六  
一  
阿  
里  
縣  
立  
府  
二  
五  
月  
三  
十  
日  
法  
律  
第  
六  
號  
（  
行  
期  
日  
）  
抄  
二  
〇  
一  
五  
年  
五  
月  
三  
十  
日  
法  
律  
第  
六  
號

（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

行する。  
附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から（施行期日）

施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日(いづれか遅い日から施行する。)  
附 則(平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 二 一 略

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第118号）の項、施行計画法（昭和四十三年

第十九号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第二百三号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三号)の項、環境基本法(昭和五十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(昭和五十五年法律第一号)の項、各該等の法律に規定する区域を除く。

(平成五年法律第二十一号)の項及び密集中街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに  
同法第二条第一項第一号を去り(昭和四一四年三月廿四日)、

力都市地場における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第百三十九号）の規定によるものと見なす。

法律第四十号の修正の併進に於ける法律(立成十四年法律第44号)の項及びマンションの建設並の円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十(一)号)の項の改正規定に限る。、第七十

第七十九条の改正規定に附する、第二十二条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条

の九、第二十四条の三、第二十四条の二十九及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二

十九条から第三十三三条まで、第三十四条（社  
会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十  
一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三

第十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条

（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条  
第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限

る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者白

立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百五十七条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百六十六条及び第一百八十三条の改正規定に限る。）、第一百一十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九十二条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定に限る。）、第一百五十五条、第二百三十三条、第二百四十九条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五

の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る）、第一百十九条、第一百二十二条の二並びに第一百二十三条第二項の規定（平成二十四年四月一日（興行場法の一部改正に伴う経過措置））は、政令による改正後の興行場法（以下この条において「新興行場法」という。）第二条第二項の規定による改正後の興行場法（以下この条において「新興行場法」という。）第二条第二項の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいわゆる以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新興行場法第二条第二項の規定に基づく条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新興行場法第三条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

**（罰則に関する経過措置）**

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二十三年一二月一四日法律第二百二十二条抄）**  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定  
公布的日

附 則（令和五年六月一四日法律第五十二条抄）	
第一号	（施行期日）抄
1	（施行期日） この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五百九条の規定
2	（施行期日） 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (検討)
3	（施行期日） 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の興行場法（次項において単に「興行場法の一部改正に伴う経過措置）
第六条	（第六条） 第四条の規定による改正後の興行場法（次項において「新興行場法」という。）第二条の二の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業（次項において単に「興行場営業」という。）の譲渡があつた場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。 2 都道府県知事は、当分の間、新興行場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者（興行場営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。 (罰則に関する経過措置)
第十一條	（第十一條） この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお（政令への委任）
第十二条	（第十二条） 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。